別表第一の二の㈠の表中合計の項を次のように改める。

合計	二四八	五三七	三〇六

別表第一の二の㈡の表中施設の整備に要する経費の項を次のように改める。

施設の整備に要する経費	二八二	四〇一	三一七

別表第一の二の㈡の表中設備の整備に要する経費の項を次のように改める。

設備の整備に要する経費	二二	四三二	八四

別表第一の二の㈡の表中合計の項を次のように改める。

合計	三〇四	八三二	四〇一

別表第一の三の表中施設の整備に要する経費の項を次のように改める。

施設の整備に要する経費	四九一	六三八

別表第一の三の表中設備の整備に要する経費の項を次のように改める。

設備の整備に要する経費	二六七	五三二

別表第一の三の表中合計の項を次のように改める。

合計	七五八	一、一六九

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○文部科学省告示第四十号

大学、短期大学又は高等専門学校を設置する学校設置会社に関する審査基準の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十二年二月二十六日　　文部科学大臣　川端　達夫

大学、短期大学又は高等専門学校を設置する学校設置会社に関する審査基準の一部を改正する告示

大学、短期大学又は高等専門学校を設置する学校設置会社に関する審査基準（平成十九年文部科学省告示第四十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の㈠の表中施設の整備に要する経費の項を次のように改める。

施設の整備に要する経費	四九一	一、〇〇二	六六四	一二、二七五（九、八〇〇）	三、四九〇（一、八二九）

別表第一の一の㈠の表中設備の整備に要する経費の項を次のように改める。

設備の整備に要する経費	三六	七一七	一四一	六、八三五（五、〇九〇）	一、八〇五（六六〇）

別表第一の一の㈠の表中合計の項を次のように改める。

合計	五二七	一、七一九	八〇五	一九、一一〇（一四、八九〇）	五、二九五（二、四八九）

別表第一の一の㈡の表中施設の整備に要する経費の項を次のように改める。

施設の整備に要する経費	七三七	一、三四五	九七〇	一四、二一九（一一、〇六一）	三、八二九（一、八九一）

別表第一の一の㈡の表中設備の整備に要する経費の項を次のように改める。

設備の整備に要する経費	七〇	一、四三三	二七九	九、一五七（六、五四五）	二、四五二（六六〇）

別表第一の一の㈡の表中合計の項を次のように改める。

合計	八〇七	二、七七八	一、二四九	二三、三七六（一七、六〇六）	六、二八一（二、五五一）

別表第一の二の㈠の表中施設の整備に要する経費の項を次のように改める。

施設の整備に要する経費	二三八	三二一	二六三

別表第一の二の㈠の表中設備の整備に要する経費の項を次のように改める。

設備の整備に要する経費	一〇	二一六	四三

別表第一の二の㈠の表中合計の項を次のように改める。

合計	二四八	五三七	三〇六

別表第一の二の㈡の表中施設の整備に要する経費の項を次のように改める。

施設の整備に要する経費	二八二	四〇一	三一七

別表第一の二の㈡の表中設備の整備に要する経費の項を次のように改める。

設備の整備に要する経費	二二	四三二	八四

別表第一の二の㈡の表中合計の項を次のように改める。

合計	三〇四	八三二	四〇一

別表第一の三の表中施設の整備に要する経費の項を次のように改める。

施設の整備に要する経費	四九一	六三八

別表第一の三の表中設備の整備に要する経費の項を次のように改める。

設備の整備に要する経費	二六七	五三二